令和３年度名古屋市教育委員会第６号議案

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案について

１　改正理由・内容

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

２　施行期日

公布の日から施行し、改正後の規定は、令和３年４月１日から適用します。

３　規則案・新旧対照・参照条文

別紙のとおり

（案）

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年６月　日

名古屋市教育委員会教育長　　鈴　木　誠　二

名古屋市教育委員会規則第　号

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則（昭和49年名古屋市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１条第１項第７号」を「第１条第６号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の規定は、令和３年４月１日から適用する。

（参考　１）

新　　旧　　対　　照

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則（抜すい）

改　正　案	現　　行
（趣旨） 第１条　この規則は、教育委員会所属の職員のうち、名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）第１条第６号に掲げる職員（校長、園長及び教員を除く。以下「職員」という。）の職を表示する名称として、職名及び補職名を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、教育委員会所属の職員のうち、名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）第１条第１項第７号に掲げる職員（校長、園長及び教員を除く。以下「職員」という。）の職を表示する名称として、職名及び補職名を定めるものとする。

（参考　２）

参　照　条　文

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）抜すい

改　正　後	改　正　前
第１条　本市職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4)　（略） (5)　（略） (6)　教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員　12,880人（うち校長、園長及び教員10,810人） (7)～(10)　（略）	第１条　本市職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4)　（略） (5)　病院局の職員　1,623人 (6)　（略） (7)　教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員　12,780人（うち校長、園長及び教員10,703人） (8)～(11)　（略）